

女性活躍推進宣言実施要綱

(趣旨)

第1条 女性の登用や働きやすい職場環境づくりに取り組むことを事業者が宣言し、県が公表することにより、本県における女性活躍の促進に資するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、県内に本社及び事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国及び地方公共団体を除く）。

(宣言)

第3条 女性活躍推進宣言（以下「宣言」という。）を行う事業者は、女性活躍推進宣言書（別記様式1）を女性が輝くおおいた推進会議代表及び知事に提出するものとする。

(報告書の提出)

第4条 宣言を行った事業者は、毎年、おおいた女性活躍推進事業者取組状況報告書（別記様式2）を知事に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に行った宣言は、この要綱第3条に基づき宣言したものとみなす。